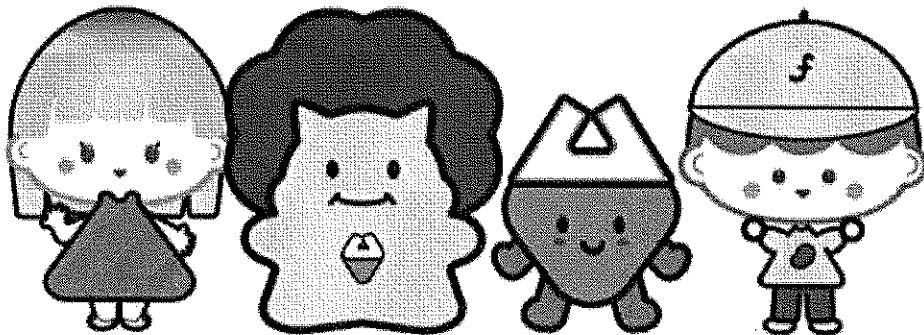


令和8年（2026年）度

# 定期総会資料

富士見小学校



～みんなで育てるふじみっこの未来～

大津市立富士見小学校 P T A



## PTA総会次第

1. 会長あいさつ
2. 学校長あいさつ
3. 令和7年度(2025年度) 本部役員活動報告
4. 令和8年度(2026年度) ベルマーク集計報告書
5. 議 事
  - 第一号議案
    - 令和7年度(2025年度) 大津市立富士見小学校PTA一般会計決算報告書
    - 令和7年度(2025年度) PTA特別会計報告書
  - 第二号議案
    - 令和8年度(2026年度) 大津市立富士見小学校PTA一般会計予算案
    - 令和8年度(2026年度) PTA特別会計予算案
6. 令和8年度(2026年度) 富士見小学校PTA組織と活動内容
7. サークル・同好会紹介
8. PTA会則

PTA 会員の皆様へ

富士見小学校 P T A  
会 長 今 里 元 子

## ごあいさつ

日頃より PTA 活動へのご協力を賜りましてありがとうございます。今年度会長を務めます、今里元子(いまざと もとこ)と申します。昨年度も在籍させていただき、今期で活動2年目となります。昨年度は本部役員が一丸となって、下記「PTA 活動の情報の見える化」を年間通じて取り組んでまいりました。

- PTA のしおりを通じた富士見小学校 PTA 運営組織と活動の「見える化」
- PTA 会員退会手続きの「見える化」(昨年度配布の PTA のしおりに記載)
- PTA 役員の実績の「見える化」(「PTA のことちょこっと聞きたい窓口」開設)
- PTA 学年委員の「見える化」(各学年委員の活動内容等をまとめた PTA 通信発行)

これまでモヤのかかっていたような所に着眼して、会員の皆さまの頭の中の“スッキリハッキリ”につながるような「見える化」活動が推進できたのではないかと振り返ります。

そして今年度は昨今の PTA を取り巻く社会的背景を鑑み、現行の「入学後 PTA に自動入会、継続は任意」というこれまでの形から、次年度以降「PTA 入会意思確認」の導入に向けて、現本部役員で話し合いが始まりました。色々な課題に直面していますが、役員一丸となって具体的な取り組みに移れるよう進めてまいりますので、どうか温かい目で見守っていただけますと幸いです。

ここからは、私個人の思いも交えながら、もう少しお話させていただきます。

突然ですが、皆さんは、子どもと大人の違いは何か？を考えたことはありますか。私自身、ある講座でそんな問いを受けました。体の大きさ？知識の量？自由な時間？あまりに大きなくくりだったので、思いつく答えが乏しく戸惑いましたが、その時の答えはこうでした。

「子どもは大人と違って、からだの機能、こころの働きが発達途中で未完成なんです。」

なるほど確かにそうだな、と当時妙に腑に落ちたことを最近ふと思い出しました。

「学童期」と呼ばれる小学校時代は、その6年間でたくさんの経験を通じて体と心が大きく育まれて大人へと発達していく通過点であり、大人の想像を超えて多感で繊細でダイナミックに変容する、人生の中でも大切な6年間なのでしょう。

だからこそ、一日の大半を過ごす学校という場で日々を全力で生きている子どもたちの瞳がキラリと光ワクワクに溢れた瞬間に、PTA 活動を通じて関わり、寄り添い、立ち会うことを楽しみたい、そんなワクワクときめく気持ちを抱いて私は会長になりました。

昨今ネガティブな側面が取り上げられることの多い PTA ですが、この発達真っ盛りのパワーに富んだ子ども達の今を、家庭では見せない我が子の一面を、学校の先生方と一丸となり見守り励まし支援していくことのできる貴重な存在でもあると思います。

私たち大人も「ふじみっこの未来を育てる今」に向き合い、共にワクワクを抱けるような PTA 活動を楽しんでいきませんか。したいと思える一歩を、ご協力を、心よりお待ちしております。

## PTA 総会によせて

保護者の皆様におかれましては、平素より本校教育にあたたかいご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。また、PTA活動を通じて子どもたちの健全育成のために様々な活動に取り組んでいただいていることに心から敬意と感謝を申し上げます。

本校の教育目標『楽しさ感じる学校の創造』を具現化するために、今年度は『笑顔でつながる楽しい学校』を合言葉に様々な取り組みを進めているところです。昨年度は『笑顔あふれる』でしたが、今年は『つながる』を意識した取り組みに重点を置きます。自分の思いを持ち、友だちや仲間自分の思いを自分の言葉で伝えることで人とつながる良さを感じてほしいと思います。

また、保護者の皆様におかれましても、このPTA活動を通じて保護者同士のつながりが広がればと思います。保護者同士がつながり、良好な関係のネットワークが広がることは、子どもたちの学校生活にもよい影響が出ることと思います。

そのような視点を持ち、子どもたちの学校生活が今まで以上に豊かになるよう、1年間よろしく願いいたします。

大津市立富士見小学校

校長 田上 祐二

## 令和8年（2026）度 富士見小学校PTA活動計画（案）

### 【主な活動】

- ・PTA行事主催（親子クリーン作戦など）
- ・学校との連携、学校行事協力
- ・PTA総会の開催
- ・運営委員会の開催
- ・子どもの安全を守る協議会
- ・PTA役員負担の軽減検討、役員選出方法の改善検討
- ・関連団体との活動
  - ・滋賀県PTA連合会（県P）、大津市PTA連合会（市P）への参加
  - ・栗津・北大路ブロック（栗北B）
  - ・富士見学区各種団体（自治連合会・青少年学区民会議・人推協・社協他）

月	日	学校行事	学年委員会	分団委員会	本 部		関係団体との活動
					校内実務	子どもの安全を守る協議会	
4	9 18 27～ 5/1 26	始業式・入学式 学習参観・懇談会 個別懇談会	1年学年委員選出 学年委員総会 新旧学年長引継	分団委員長副選出 新旧引継ぎ 正副会議	第1回役員会	連合会長へのあいさつ 横断手旗の点検・補充	人推協幹事会 自治連 各種団体連絡会 人推協 委嘱状伝達式・総会
5		音楽会	学年委員会 (学年毎に随時開催)	第1回分団委員会 定期総会(書面審議)	第2回役員会 定期総会(書面審議)	街頭補導 こども110番のおうち コーン点検	人推協幹事会 推進員研修会 自治連役員会
6	2 25	4年校外学習 学習参観・避難訓練	定期総会 (書面審議)	5月中 守ってあげ隊手紙配 布⇒回収	第3回役員会 第1回運営委員会	街頭補導 スクールガード研修会	人推協幹事会 集い富士見運営委員会 人推協幹事会 夏の集
7	16 17	学期末懇談会 1学期終業式	選書会[3.5年]、ハ ルマーク収集		第4回役員会 第2回運営委員会	街頭補導 1学期末パトロール	自治連連合会定例会 学区民 ふれあい夏祭り
8			親子クリーン作戦 ハルマーク収集 学校保健委員会 [3.5年]		第5回役員会 親子クリーン作戦 [8/23]	街頭補導	集い富士見運営委員会幹事会 栗北ブロック事務局会議 地域人推協中南部会議研修会
9	1 17～18	2学期始業式 4年ふるさと体験学習		第3回分団委員会	第5回役員会 第3回運営委員会	街頭補導 横断手旗 点検・補充	自治連 連合会定例会 人推協幹事会
10	1～6 24	個別懇談会 運動会		通学路安全パトロール(ト ップマーク 飛び出し坊や の点検・整備、こども 110番のおうち、公 園、危険箇所の点検)	第6回役員会 第4回運営委員会	こども110番のおうち コーン点検 街頭補導	人推協幹事会 スポーツフェスティバル 学区文化祭
11	5 4～5 6～7 24 26	道徳参観 5年FS① 5年FS② 1年校外学習 2年校外学習	後期研修会[2.4年] 給食試食会[1.6 年]、ハルマーク収 集	飛び出し坊や修理 (業者依頼)	第7回役員会 第5回運営委員会 選挙管理委員会発 足	街頭補導	人推協 秋の集い 人推協幹事会
12	4 15 23	5年校外学習 道徳参観 2学期終業式	ハルマーク送付[本 部]	第4回分団委員会 守ってあげ隊当番表 作成(3学期分)	第8回役員会 第6回運営委員会 次年度役員選考会	街頭補導 防犯安全教室(予定)	県P PTA大会 集い富士見運営委員会 人推協 栗北ブロック会議
1	7 28	3学期始業式 3年校外学習			第9回役員会 第7回運営委員会 次年度役員信任投 票	街頭補導 横断手旗 点検・補充	人推協幹事会
2	19	参観、学級懇談会	学年委員選出[1～ 5年]	第5回分団委員会 守ってあげ隊当番表 作成(1学期分) 次年度分団委員選出	第10回役員会 新旧役員引継ぎ	街頭補導	学区民 手づくり祭り 人推協市民会議
3	18 24	卒業式(未定) 3学期修了・終業式		会長副会長選出 引継ぎ	会計監査	街頭補導	栗北B 役員引継ぎ会 人推協市民会議・幹事会

## 令和7年度ベルマーク集計報告書

令和7年度ベルマーク集計結果を以下のとおり報告いたします。

### 1. 収入の部(収集点数)

項目	点数(円)
前年度繰越分	105,545
令和7年度集計分(令和7年1月～令和7年12月)	27,345
合計(ベルマーク預金額)	132,890

### 2. 支出の部

項目	点数(円)
合計	0

### 3. 差し引き

項目	点数(円)
収入	132,890
支出	0
合計(ベルマーク預金額)	132,890

預金132890円は次年度に繰り越します。

PTA会長

1年学年長

令和7年度(2025年) 大津市立富士見小学校PTA一般会計決算報告書

(1)収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	差額	備考
PTA会費	1,203,000	1,166,790	▲ 36,210	前年度分:250円×51人分 今年度分:600円×1924人-振込手数料360円
繰越金	1,251,924	1,251,924	0	
雑収入	400	12,361	11,961	P会誌原稿料、利息
合計	2,455,324	2,431,075	-24,249	

(2)支出の部

項目	予算額	決算額	差額	備考	
運営費	分担費	100,000	94,680	5,320	県・市P分担金(380人×248円)+手数料440円
	消耗品費	150,000	85,069	64,931	コピー機トナー、インク、ネームタグ等
	会議費	10,000	2,482	7,518	選書会熱中症対策ドリンク代
	イベント企画運用費	25,000	0	25,000	
	通信費	15,000	12,000	3,000	本部役員通信費
	交通費	15,000	0	15,000	
	慶弔費	20,000	0	20,000	
	備品費	50,000	411,310	▲ 361,310	ホワイトボード、コピー機
	クリーン作戦	0	29,850	▲ 29,850	
	小計	385,000	635,391	▲ 250,391	
事業費	ベルマーク委員会	5,000	1,430	3,570	ベルマーク送付
	選書会	100,000	99,649	351	書籍代
	給食試食会	10,000	1,531	8,469	
	分団委員会	10,000	1,574	8,426	線引きスプレー
	サークル活動費	40,000	40,000	0	おむすびさん・バレー部
	6年生補助費	0	16,244	▲ 16,244	予算活用(花代)
	小計	165,000	160,428	4,572	
教育 振興費	研究費補助	80,000	84,760	▲ 4,760	
	渉外費	20,000	0	20,000	
	環境整備費	300,000	121,550	178,450	
	消耗品費	100,000	54,798	45,202	
	小計	500,000	261,108	238,892	
予備費	1,405,324	0	1,405,324		
合計	2,455,324	1,056,927	1,398,397		

(3)集計

(1)収入の部	(2)支出の部	差引残高
2,431,075	1,056,927	1,374,148

差引き残額 1,374,148 円は次年度に繰り越します。


令和7年度PTA会計

木村 希望 

平山 美穂 

令和8年3月10日会計監査実施  
令和7年度の収入、支出などの記入は正確である事を認めます。

稲元 伸 

関口 英宏 

令和7年度(2025年)PTA特別会計報告書  
富士見小学校PTA

(1) 収入の部 (単位:円)

項目		金額	摘要
前年度繰越金		210,850	
古紙回収	分担金	25,000	
	分担金	27,000	
黄色帽子補助	防犯ふじみ	20,000	
黄色帽子補助	大津交通安全協会	20,000	
黄色帽子補助	富士見学区社会福祉協議会	20,000	
貯金利息		361	
合計		323,211	

(2) 支出の部

項目		金額	摘要
式典行事費	黄色帽子	100,000	総額100,000の支払いに対し、 防犯ふじみ、大津交通安全協会、 富士見学区社会福祉協議会より それぞれ20,000、計6万の補助あり
合計		100,000	

差し引き

323,211 円 - 100,000 円 = 223,211 円

差し引き残額

223,211 円は次年度に繰り越します。

令和7年度会計


木村 希望 

平山 美穂 

令和7年度PTA特別会計は証憑書類も管理され収支とも適性であることを認めます。

令和8年3月10日

会計監査

稲元 伸 

関口 英宏 

第二号議案

令和8年度(2026年) 大津市立富士見小学校PTA一般会計予算案

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	本年度予算額	備考
PTA会費	1,128,000	600円×5ヶ月×376名(4/1日現在) 376名=P会員数344名+T会員数32名
繰越金	693,911	
雑収入	500	利息等雑収入
合計	1,822,411	

(2) 支出の部

項目	本年度予算額	備考	
運営費	分担費	100,000	県・市P分担金(会員数×248円)会費+安全会費
	消耗品費	150,000	コピー機保守・備品費
	会議費	10,000	
	イベント企画運営費	25,000	
	通信費	15,000	役員通信費
	交通費	15,000	
	慶弔費	20,000	
	備品費	100,000	ベルマーク収集棚更新等
	小計	435,000	
事業費	ベルマーク活動費	5,000	全学年委員担当
	選書会活動費	100,000	3年、5年 担当
	給食試食会活動費	10,000	1年、6年 担当
	クリーン作戦	50,000	2年、4年 担当
	分団委員会	10,000	ストップマーク修理設置等
	サークル活動費	40,000	バレーサークル、おむすびさん
	小計	215,000	
教育 振興費	研究補助費	80,000	校内研修費(芸術家指導等)
	渉外費	20,000	講師謝礼等
	環境整備費	300,000	原材料費、園芸用品等
	消耗品費	100,000	印刷用紙代等、リース代
	小計	500,000	
予備費	672,411		
合計	1,822,411		

## 第二号議案

### 令和8年度(2026年)PTA特別会計予算案

富士見小学校PTA

#### (1)収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	備考
前年度繰越金	223,211	
古紙回収金	50,000	
合計	273,211	

#### (2)支出の部

項目	本年度予算額	備考
学校整備費	0	
ふじみの森整備	0	
体育備品	0	
式典行事費	110,000	入学記念品 黄色帽子
設備費	100,000	デスクトップPC、プリンター更新用積み立て
手数料	2,000	
予備費	61,211	
合計	273,211	

運営委員会 総数 21名

役員会

◇本部役員 合計 14名

- 会長 1名
- 校長 1名
- 副会長 5名
- 庶務 5名
- 会計 2名

(内、教職員 1名)  
(内、教職員 1名)

～主な役割～

- PTA行事主催
- 学校との連携、学校行事協力
- PTA総会の開催
- 運営委員会の開催
- 子どもの安全を守る協議会

■ 関係団体との活動

- ・ 滋賀県PTA連合会 (県P)
- ・ 大津市PTA連合会 (市P)
- ・ 栗津・北大路ブロック (栗北B)
- ・ 富士見学区各種団体 (自治連合会・青少年学区民会議・人推協・社協他)

学 校

常置委員会

総数 7名

- わかば 1名
- クラス代表
- ・担任、本部とのパイプ役

学年委員会

◇学年 (学年長・会計)

学年長 3名・会計 3名 計 6名

【学年委員】計 24名  
\*各担当での活動  
\*会計 3名

- 1年生 4名
- 2年生 4名
- 3年生 4名
- 4年生 4名
- 5年生 4名
- 6年生 4名

～主な役割～

- ・保護者と担任とのパイプ役
- ・PTA行事の協力
- ・学校行事の協力
- ・学区各種団体への協力

<各活動単位での担当>

- ・給食試食会……………《1.6年生》
  - ・親子クローン作戦……………《2.4年生》
  - ・選書会・学校保健委員会……………《3.5年生》
- ※ベルマークは学期ごとに担当する

分団委員会

◇分団委員長 1名

【分団委員】  
15分団 23名  
\*副 2名  
\*書記 1名  
\*会計 1名

～主な役割～

- ・分団活動のまとめ役
- ・立ち番当番表作成・ベストの管理
- ・通学路安全点検
- ・安全パトロール
- ・PTA行事の協力
- ・学校行事の協力
- ・学区各種団体への協力
- ・資源回収

# 富士見小学校 PTA サークル紹介

## バレーボール

毎週金曜日（19時～21時）、土曜日（14時～17時）に体育館で活動しています。初心者の方も大歓迎！子どもを連れて参加ができるので、ご興味のある方は一度見学、体験へお越しください。お待ちしております♪

## おむすびころりん

月2回、授業前に絵本の読み聞かせをしています。年一回の「お話会」では、子どもたちと楽しめる催しを披露しています♪働きながら無理なく活動できる良い雰囲気です！子どもや絵本、お喋りが好きな皆様ぜひ一度覗きに来てください♡

## 図書ボランティア(同好会)

月に一度、本の整理や掲示物の作成をしています。子ども達と一緒にもう一度小学校の図書室を楽しんでみませんか？懐かしい本、今の小学生に人気の本に出会えます。ご興味のある方、お待ちしております！

## サークルとは…

\*メンバーは、富士見小 PTA 会員であること。（構成員 5 名以上）

\*PTA 行事に参加・協力すること。

以上の条件にあう場合にサークルとして成立し、以下の待遇が認められる。

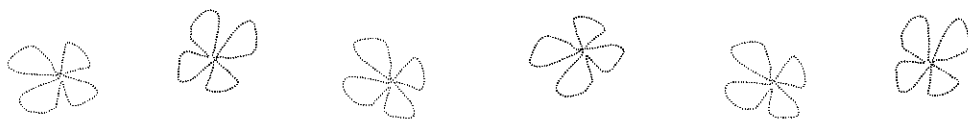
\*活動のために、学校施設が利用できる。

\*PTA 会費から活動費が受けられる。

ただし、年度初めに「申請書・活動計画書・予算案」および「メンバー表」の提出・承認（PTA 会長）、年度末に「活動報告書・会計報告(領収書添付)」の提出・承認（PTA 会長）を要する。

また、新規にサークルを結成する場合、初年度は同好会扱いとし、「活動報告書」および「申請書」の提出・承認（PTA 会長）により、次年度よりサークルとして成立する。

なお、サークル活動に不具合がある場合、PTA の権限で活動を停止することができる。



# 大津市立富士見小学校 PTA 会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、大津市立富士見小学校 PTA と称し、事務局を同校内におく。

第2条 本会は、会員相互の親睦と教養を高めることにより、心身ともに健全なる児童の育成をはかることを目的とする。

第3条 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体として、次の方針に従って活動する。ただし、特定の政党、企業、宗教団体の活動には関与しない。

1. 保護者と教職員が、家庭教育や学校教育について相互に理解を深め、そのための研修と活動を推進する。
2. 地域とのつながりを深めながら、より良い環境を備えた地域づくりに努める。

## 第2章 会 員

第4条 1, 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。  
2, すべての会員は平等であり、かつ、目的に即して活動する権利を有する。

第5条 1, 本会の退会希望者ならびに再入会希望者は、原則として所定の様式を提出することにより退会または再入会することができる。但し、子の卒業や転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

## 第3章 役 員

第6条 本会の役員は、次の通りとする。なお、役員の兼任は認めない。ただし、欠員の生じた場合はその限りではない。

会長	1名	保護者
学校長	1名	学校代表
副会長	若干名	保護者
庶務	若干名	保護者・教職員
会計	2名	保護者・教職員

ただし、教職員の庶務・会計は、兼任も認める。

第7条 役員は3月末までに選出し、4月1日に就任する。保護者側の各役員の任期は1年とし、現役員若しくは、本会役員経験者は本人の希望がないかぎり再任されない。

## 第4章 会計監査委員

第8条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

第9条 会計監査委員は3月末までに選出し、4月1日に就任する。その任期は1年とする。

## 第5章 委員

第10条 各学年に若干名の学年委員および各分団に若干名の分団委員をおく。

第11条 学年委員および分団委員は、会員相互の関係を一層緊密にし、活動の原動力となる。

## 第6章 総会

第12条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第13条 総会については次の通りとする。

1. 定期総会

年1回、年度はじめに会長がこれを招集する。

2. 臨時総会

運営委員が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

3. 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。

第14条 次の事項は総会に付議しなければならない。

1. 事業報告および決算の承認

2. 事業計画および予算の決定

3. 会則の改正

4. その他重要な事項

第15条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、前条3については出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 第7章 運営委員会

第16条 運営委員会は、役員ならびに各学年委員の学年長、分団委員の委員長をもって構成し、総会の議決に基づいて本会の運営にあたる。尚、一般会員および地域住民の傍聴を認める。

第17条 運営委員会は、原則として月1回会長がこれを招集する。ただし、構成員の4分の1以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

第18条 運営委員会の定足数は、構成員の3分の2とし、決定は過半数とする。

## 第8章 各種委員会

第19条 本会の運営を円滑にするために常置委員会をおく。また、必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第20条 役員および会計監査委員を選出するために選挙管理委員会をおく。また、必要に応じて選考委員会をおくことができる。

第 21 条 特別委員会・選挙管理委員会・選考委員会は任務を終えるとともに解散する。

## 第 9 章 経 理

第 22 条 本会の会費は、月 250 円とし、2 か月に一度（2 か月分）納める。

第 23 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって賄い、一般会計ならびに特別会計より支出する。

第 24 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 10 章 その他

第 25 条 本会の運営に関する必要な細則は、運営委員会で定める。

附則 本会則は、平成 14 年 5 月 23 日より施行する。

一部改正 平成 17 年 5 月 27 日

一部改正 平成 18 年 5 月 26 日

一部改正 平成 29 年 5 月 26 日

一部改正 令和 4 年 5 月 26 日

一部改正 令和 7 年 5 月 26 日

# 細 則

## 第1章 役員および会計監査委員の任務

第1条 会長の任務は、次の通りとする。

1. 本会を代表する。
2. 総会・運営委員会・役員会を招集し、これをつかさどる。

第2条 副会長は会長を補佐し、会長が業務を遂行出来ない場合、その任務を代行する。

第3条 庶務の任務は、次の通りとする。

1. 総会ならびに運営委員会の議事および本会の活動に関係ある事項を記録する。
2. 諸種の記録・通信その他の資料を保管する。
3. 活動計画に必要な調査・情報収集・分析・課題設定の業務を行う。

第4条 会計の任務は、次の通りとする。

1. 総会で議決された予算に基づいて会計事務を処理する。
2. 定期総会において決算を報告する。
3. 本会の財産を管理する。

第5条 会計監査委員は、経理を監査する。尚、その結果については総会において報告しなければならない。

## 第2章 学年委員および分団委員の任務

第6条 学年委員については、次の通りとする。

学年委員は、24名とし、相互の協力により、各学年ならびに各学年課題の解決に努める。

第7条 分団委員は、各分団での連帯を深め、分団活動の中心となる。

## 第3章 役員会

第8条 役員会は、役員をもって構成し、総会および運営委員会へ提案する活動案、その他事項を審議する。

## 第4章 常置委員会

第9条 常置委員会として、学年委員会・分団委員会をおく。

第10条 各常置委員会の活動は、次の通りとする。

### 1. 学年委員会

子ども達の学習や生活等の充実を目指して話し合い、学びあうために活動する。

### 2. 分団委員会

地域団体と連携しながら、子どもの安全を守り、よい環境を与えるための活動をする。

## 第5章 特別委員会

第11条 特別委員会は、運営委員会が必要と認めた場合、会員の中から委員若干名をもって構成し、その目的達成のための推進力として活動する。

## 第6章 選挙管理委員会

第12条 選挙管理委員会については、次の通りとする。

1. 運営委員会の中から選出された若干名の委員で構成する。ただし、1名は教職員とする。
2. 委員の氏名は、会長によりすみやかに告示される。
3. 役員および会計監査委員の選挙の管理運営にあたる。

## 第7章 選考委員会

第13条 選考委員会は、必要に応じて設け、次の通りとする。

1. 運営委員会の中から選挙管理委員会とは別に選出された若干名の委員および一般会員からの立候補で構成する。ただし、1名は教職員とする。
2. 役員および会計監査委員の立候補者が定数に満たない場合は、満たない役職に対して、全会員の中からその意向を充分尊重し、候補者を推薦する。
3. 候補者の推薦を取り付けられなかった場合、一般会員の中から、推薦候補者を抽選する。但し、本部役員経験者は抽選対象から除外する。
4. 候補者の承諾を得た後、推薦候補者として選挙管理委員会に届け出る。

## 第8章 役員および会計監査委員の選出

第14条 役員・会計監査委員・学年委員および分団委員は、内規に基づき選出されなければならない。

第15条 役員・会計監査委員・学年委員・および分団委員に欠員が生じた場合は、運営委員会にはかり、これを補充する。

## 第9章 その他

第16条 慶弔費、旅費、渉外費については、内規に基づき支出しなければならない。

第17条 本細則は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

附則 本細則は、平成14年5月7日より施行する。

一部改正 平成17年5月10日

一部改正 平成18年1月27日

一部改正 平成20年4月 1日  
一部改正 平成28年1月 1日  
一部改正 平成28年11月21日  
一部改正 平成29年5月26日  
一部改正 令和6年5月20日

大津市立富士見小学校 PTA

# 富士見小学校 PTA 内規

## 第1章 役員および会計監査委員の選出

第1条 役員および会計監査委員は立候補者の中から無記名投票により決定する。ただし、立候補者については、無記名信任投票を行い決定する。

1. 選挙管理委員会は、立候補届出期日および選挙期日を全会員に通知し、立候補者ならびに推薦候補者を公募する。
2. 定数に満たない役員および会計監査委員については、抽選にて選出する。
3. 選挙管理委員会は立候補ならびに推薦候補者の氏名・児童の新年度学年および投票方法を全会員に知らせる。
4. 無記名投票の場合は得票順、また、無記名信任投票の場合は過半数をもって決定する。
5. 選挙管理委員会は、選挙結果について全会員に通知する。

## 第2章 学年委員および学年長の選出

第2条 学年委員は、各学年より4名選出する。学年委員は原則、一児童につき一回務めるものとする。

1. 学年委員は、学年単位で選出する。
2. 学年委員選出は、本部役員が進行し実施する。
3. 学年委員選出抽選会には、全会員の出席を原則とする。
4. 学年委員選出の抽選にやむを得ず欠席の者は、進行係が代理で抽選を行う。
5. 立候補者が定員を超えた場合、各学年の立候補者で協議し選出する。
6. 立候補者が定員に満たない場合、不足する学年委員は抽選により選出する。
7. 抽選結果による抽選番号が小さい者から順に、定数に満たない学年委員を選出する。
8. 役員等経験履歴により役員等免除規定に該当する場合、学年委員の選出を免除される。
9. 辞退は認めない。ただし決められた期間内に、選出された者が自己の責任で代理者を選定し、代理者がこれを了承したことが確認された場合、交替を認める。代理者を選定した者は「未歴」、代理者として学年委員になった者を「既歴」とする。
10. 抽選による選出でも定員に満たない場合で、学年内に学年委員の未経験者がいない場合は学年委員経験者の中から選出される。
11. 学年委員の決定は分団委員の決定に対して優先される。  
分団の地域によってはその限りではない。

第3条 学年長は各活動委員の中から1名選出する。

1. 学年長は学年長選出会議（第1回学年委員会）による話し合いまたは抽選で選出するが、役員等免除規定に該当する者に限り、辞退を申し出ることができる。

### 第3章 分団委員および分団委員長の選出

第4条 分団委員は各分団から1名選出する。

1. 分団委員の選出方法は、各分団に一任する。

第5条 分団委員長は、分団委員の中から1名選出する。

1. 分団委員長および副分団委員長は、分団委員長選出会議（第1回分団委員会）による話し合いまたは、抽選で選出する。

### 第4章 役員等免除規定

第6条 役員経験者は、本人の希望がない限り運営委員および学年委員に再任・選出されない。

第7条 学年長経験者は、本人の希望がない限り学年長または分団委員長に再任・選出されない。また、当該児童学年の二回目の学年委員は免除となる。ただし再任を妨げない。

第8条 学年委員経験者は、当該学年における学年委員未経験者が存在する間は、原則として二回以上選出されない。

第9条 分団委員長経験者は、本人の希望がない限り分団委員長または学年長に再任・選出されない。また、二回目の学年委員は免除となる。ただし再任を妨げない。

### 第5章 役員等経験履歴の管理

第10条 役員等経験履歴とは、役員・学年長・学年委員・分団委員長の各履歴をいう。

第11条 P T A役員・学年委員履歴調査票を一児童につき一枚発行し、一年間管理する。

### 第6章 慶弔費

第12条 慶弔時に際しては、会長の命によりP T A会計より取りまとめて支出するものとする。

第13条 P T A会員の死亡に際しては、P T A全体名義にて5千円の香典およびお花を供えるものとする。

第14条 学校職員の配偶者の死亡に際しては、P T A全体名義にて、お花を供えるものとする。

第15条 上記以外の特別な場合は、その都度協議をして決定するものとする。

## 第7章 旅 費

第16条 PTA用務による出張は、PTA会長の命によるものとする。

第17条 旅費は、交通費とする。

第18条 旅費は、石山駅（JR）または栗津駅（京阪電車）を起点とした運賃とする。

第19条 原則として公共の機関を利用するものとする。やむを得ず自家用車を利用する場合は、前条による金額をもって換算する。

第20条 上記以外の特別な場合はその都度協議して決定するものとする。

## 第8章 渉 外 費

第21条 富士見小学校PTA以外の外部団体との親睦会等に出席する場合の会費に対して支給するものとする。

第22条 原則として、一回につき一人あたり8000円を上限とする。

第23条 上記以外の特別な場合は、その都度協議して決定するものとする。

## 第9章 そ の 他

第24条 本内規は、PTA細則の改正に準ずるものとする。

用語の定義 本内規中、次に掲げる用語は、別段定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。その他の用語は会則、内規による。

1. 第1章から第5章までの「役員」とは、教職員を除いた役員をいう。
2. 「運営委員」とは、役員に学年長と分団委員長を加えた委員をいう。
3. 経験履歴カードとは、役員等の経験履歴を証明するカードをいう。

附 則 本内規は、平成15年 5月 2日より施行する。

改正附則1 平成18年 1月27日

役員免除規定ならびに学年委員選出方法に関する条項の追加  
(第1章から5章)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則2 平成20年 4月 1日

改正附則3 平成28年 1月 1日

抽選選出の条項を追加

(第1章 第1条 第2項)

改正附則4 平成28年11月21日

改正附則5 平成29年5月26日

「クラス委員」の名称を「学年委員」に変更

- 改正附則 6 平成30年5月18日  
第2条11項追加
- 改正附則 7 平成30年5月18日  
第7条補足追加
- 改正附則 8 平成30年5月18日  
履歴カード廃止
- 改正附則 9 平成30年5月18日  
履歴調査票を一児童につき一枚発行
- 改正附則 10 令和6年5月20日  
学年委員の選出人数を変更